

兵庫県公報

平成21年12月4日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	4

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされている事項について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

兵庫県人事委員会

委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第5号」を「第6条第6号」に改める。

第37条第22項中「100分の72」を「100分の67」に、「100分の150」を「100分の140」に、「100分の92」を「100分の87」に、「100分の190」を「100分の180」に改める。

第37条第23項各号を次のように改める。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）

附則に次の3項を加える。

(勤勉手当の特例)

18 条例附則第37項の人事委員会規則で定める基準は、第37条第19項から第21項までの規定を準用する。この場合において、同条第19項中「第22項又は第23項」とあるのは、「附則第19項又は第20項」と読み替えるものとする。

19 平成21年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員及び優秀な職員 100分の63.5超100分の140以下(管理職手当を受ける職員(条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。)を除く。))にあつては100分の62超100分の140以下、特定幹部職員にあつては100分の82超100分の180以下)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の63.5(管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の62、特定幹部職員にあつては100分の82)

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の63.5未満（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の62未満、特定幹部職員にあつては100分の82未満）

20 平成21年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第9項中「、第29条第3項並びに第29条の2第4項」を「並びに第29条第3項」に改める。

第43条の見出し中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第1項中「、第29条の2第1項」を削り、同条第5項中「県立大学学部長」を「条例第13条に規定する学長等（以下「学長等」という。）、県立大学学部長」に、「100分の10」を「、学長等にあつては100分の20、県立大学学部長及び県立大学大学院研究科長にあつては100分の10」に改め、同条第6項中「及び第29条の2第5項」を削り、同条第7項、第9項、第12項及び第15項中「、29条の2第6項」を削る。

第43条第22項各号を次のように改める。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員及び優秀な職員 100分の67超100分の140以下（学長等にあつては100分の75超100分の160以下、条例第28条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の87超100分の180以下）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の67（学長等にあつては100分の75、特定幹部職員にあつては100分の87）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（学長等にあつては100分の75未満、特定幹部職員にあつては100分の87未満）

第43条第23項各号を次のように改める。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）

第43条中第24項から第26項までを削り、同条第27項中「、条例第29条第2項前段の勤勉手当基礎額又は条例第29条の2第2項の期末特別手当基礎額」を「又は条例第29条第2項前段の勤勉手当基礎額」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第28項を第25項とし、第29項を第26項とする。

第43条の2の見出し中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条中「、第29条第1項及び第29条の2第1項」を「及び第29条第1項」に、「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第43条の3第1項中「及び第3項」を削る。

第50条中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

附則に次の3項を加える。

（勤勉手当の特例）

17 条例附則第34項の人事委員会規則で定める基準は、第43条第19項から第21項までの規定を準用する。この場合において、同条第19項中「第22項又は第23項」とあるのは、「附則第18項又は第19項」と読み替えるものとする。

18 平成21年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、知事又は県教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員及び優秀な職員 100分の63.5超100分の140以下（学長等にあつては100分の70超100分の160以下、管理職手当を受ける職員（条例第28条第2項に規定する特定幹部職員（以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。）を除く。）にあつては100分の62超100分の140以下、特定幹部職員にあつては100分の82超100分の180以下）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の63.5（学長等にあつては100分の70、管理職手当を受ける職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の62、特定幹部職員にあつては100分の82）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の63.5未満（学長等にあつては100分の70未満、管理職手当を受け
る職員（特定幹部職員を除く。）にあつては100分の62未満、特定幹部職員にあつては100分の82未満）
19 平成21年12月 1日を基準日とする勤勉手当に係る再任用職員の成績率は、当該職員が次の各号に掲げる
職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、知事又は県教育委員会が定
めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）

別表第19中

「

給 料 表	職 員	加 算 割 合
-------	-----	---------

」

を

「

給 料 表	職 員	加 算 割 合
	条例第13条に規定する職員	100分の20

」

に改める。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第 3 条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 1 項の表中「並びに教育職員給与条例第28条第 5 項及び第29条の 2 第 4 項」を「及び教育職員給
与条例第28条第 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中職員の給与に関する規則第 3 条及び第37条の改正
規定、第 2 条中公立学校教育職員等の給与に関する規則第43条第22項及び第23項の改正規定並びに附則第 2
項及び第 3 項の規定は平成22年 4 月 1 日より施行する。

（職員の勤勉手当の特例）

- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する規則第37条第22項の適用については、平成22年 4 月 1 日
から平成23年 3 月31日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第22項 第 1 号	100分の67超100分の140以下（条 例第25条第 2 項に規定する特定 幹部職員（以下この項及び次項 において「特定幹部職員」とい う。）にあつては、	100分の68.5超100分の140以下（管理職手当を受ける職 員（条例第25条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下 この項及び次項において「特定幹部職員」という。）を 除く。）にあつては100分の67超100分の140以下、特定 幹部職員にあつては
第37条第22項 第 2 号	100分の67（特定幹部職員にあつ ては、	100分の68.5（管理職手当を受ける職員（特定幹部職員 を除く。）にあつては100分の67、特定幹部職員にあつ ては
第37条第22項 第 3 号	100分の67未満（特定幹部職員に あつては、	100分の68.5未満（管理職手当を受ける職員（特定幹部 職員を除く。）にあつては100分の67未満、特定幹部職 員にあつては

（教員の勤勉手当の特例）

- 3 第 2 条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則第43条第22項の適用については、平
成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第22項 第 1 号	100分の67超100分の140以下(学長等にあつては100分の75超100分の160以下、条例第28条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。)にあつては	100分の68.5超100分の140以下(学長等にあつては100分の75超100分の160以下、管理職手当を受ける職員(条例第28条第2項に規定する特定幹部職員(以下この項及び次項において「特定幹部職員」という。))を除く。)にあつては100分の67超100分の140以下、特定幹部職員にあつては
第43条第22項 第 2 号	100分の67(学長等にあつては100分の75、特定幹部職員にあつては	100分の68.5(学長等にあつては100分の75、管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の67、特定幹部職員にあつては
第43条第22項 第 3 号	100分の67未満(学長等にあつては100分の75未満、特定幹部職員にあつては	100分の68.5未満(学長等にあつては100分の75未満、管理職手当を受ける職員(特定幹部職員を除く。))にあつては100分の67未満、特定幹部職員にあつては

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第22項及び第25項中「平成22年3月31日」を「平成21年11月30日」に改める。

人 事 委 員 会 告 示

公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月 4日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第6号

公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを削り、同条第1項第1号ク中「、勤勉手当又は期末特別手当」を「又は勤勉手当」に改め、同条第4項第1号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第3号並びに同条第7項及び第8項を削る。

別紙様式第13中「第23条関係」を「第24条関係」に、「期末手当及び勤勉手当・期末特別手当」を「期末手当及び勤勉手当」に、「、勤勉手当又は期末特別手当」を「又は勤勉手当」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。